

人権に関する市民意識調査

平成25年11月
京 都 市

調査へのご協力をお願い

京都市では、日々の暮らしの中に人権を大切に、尊重し合う習慣が根付いたまちを目指して、様々な取組を進めています。

この調査は、皆さんが、日頃感じておられることをお聞かせいただき、今後の人権施策に役立てるために行うもので、市内にお住まいの20歳以上の方の中から、無作為に3,000人を選びました。

この調査の結果は、すべて統計的に処理し、あなた自身の回答の内容が外部に漏れることや、この調査以外に使用されることはありません。

あなたの率直なお考えをお聞かせください。

なお、設問中には、関係者や当事者の方がご覧になった場合に、心情を害されるおそれのある表現などが含まれていることがありますが、決して差別や偏見を助長する意図はありませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【ご記入に当たってのお願い】

- ・ 回答は、宛て名のご本人がお答えください。
- ・ 回答は、あてはまる選択肢の番号を○で囲んでください。○は各設問の肢ごとに1つでお願いします。
- ・ ご記入後は、無記名のまま、同封の返信用封筒（切手は必要ありません。）に入れ、**11月15日(金)までに郵便ポストにご投函ください。**
- ・ 調査の結果は、集計後にホームページ等において公表します。

※目の不自由な方には、「点字版」の調査票を準備しておりますので、下記までご連絡ください。

■調査に関する問合せ先

京都市人権文化推進課 アンケート調査担当
電話 075-366-0322 ファックス 075-366-0139
ホームページ: <http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0.html>



調査票

「人権」

について



人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利のことです。

人権意識と教育・啓発について

問 1 人権に関する次の(1)～(3)について、次のような意見があります。
あなたはどのように思いますか。

《○はそれぞれ1つ》

	そう思う	やや そう思う	どちら とも 言えない	あまり そう 思わない	そう 思わない
(1) 今の社会では、個人の考え方や 生き方は大切にされている	1	2	3	4	5
(2) 数年前と比べて市民の人権への 関心は高くなってきている	1	2	3	4	5
(3) 人権問題は、一部の人の問題で はなく、すべての市民の問題で ある	1	2	3	4	5

問2

下記の項目について、あなたは人権課題としてどの程度関心がありますか。

《○はそれぞれ 1 つ》

※3ページに、各項目の解説をつけていますのでご参照ください。



※3ページに、各項目の解説をつけていますので参照ください。



	非常に 関心が ある	ある程度 関心が ある	どちらで もない	あまり 関心が ない	全く 関心が ない
(1) 女性に関わる問題	1	2	3	4	5
(2) 子どもに関わる問題	1	2	3	4	5
(3) 高齢者に関わる問題	1	2	3	4	5
(4) 障害のある人に関わる問題	1	2	3	4	5
(5) 同和問題	1	2	3	4	5
(6) 外国人・外国籍市民に関わる問題	1	2	3	4	5
(7) HIV、ハンセン病などの感染症患者等に関わる問題	1	2	3	4	5
(8) ホームレスに関わる問題	1	2	3	4	5
(9) インターネットによる人権侵害に関わる問題	1	2	3	4	5
(10) 犯罪被害者の人権に関わる問題	1	2	3	4	5
(11) その他の問題（あれば記入してください） 具体的に					

解説



女性に関わる問題	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、賃金格差など
子どもに関わる問題	いじめ、体罰、児童虐待、児童ポルノの横行など なお、本調査内での「子ども」とは、18歳未満のすべての者を指す
高齢者に関わる問題	高齢者虐待、介護放棄、高齢者を狙った悪徳商法など
障害のある人に関わる問題	虐待、誤った偏見、物理的な障壁のみではなく障害のある人の社会参加を制約しうる制度・慣行・観念その他一切のもの
同和問題	インターネットでの差別的な書込み、戸籍の不正取得、身元調査など
外国人・外国籍市民に関わる問題	賃金格差、アパートなどへの入居拒否、誤った偏見など
感染症患者等に関わる問題	診療拒否、採用拒否、宿泊拒否、誤った偏見など
ホームレスに関わる問題	診療拒否、宿泊拒否、誤った偏見など
インターネットに関わる問題	他人への誹謗や中傷 ^{ひぼう ちゆうしょう} 、差別的な書込み、個人のプライバシーの侵害など
犯罪被害者に関わる問題	犯罪自体による身体的・経済的被害、インターネットやマスコミによるプライバシーの侵害 ^{めいよきざん} 、名誉棄損、過剰な取材による平穩な私生活の侵害など

問3 人権についての催しへの参加回数や、市民しんぶん等の記事への関心についてお尋ねします。
《○はそれぞれ1つ》



(1)市役所・区役所・学校で行われる講演会や研修会に

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 1～2回参加した | 2. 3～5回参加した |
| 3. 6回以上参加した | 4. 参加したことがない |

(2)学校(小・中・高)の授業や学級活動、特別活動での人権教育を

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. よく受けた | 2. ときどき受けた |
| 3. あまり受けていない | 4. 全く受けたことがない |

(3)職場で行われる研修会に

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 1～2回参加した | 2. 3～5回参加した |
| 3. 6回以上参加した | 4. 参加したことがない |

(4)市民グループや民間団体などによる講演会や研修会、催しに

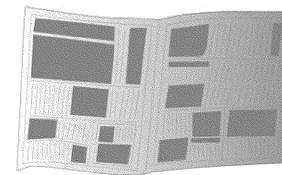
- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 1～2回参加した | 2. 3～5回参加した |
| 3. 6回以上参加した | 4. 参加したことがない |

(5)市民しんぶんの人権に関する記事や、人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」、企業向け人権情報誌「ベシツク」を

- | | |
|------------|-----------|
| 1. よく読む | 2. 時々読む |
| 3. あまり読まない | 4. 全く読まない |

問4 人権についての理解を深めるため、下記の項目は役に立つと思われますか。あなたの考えにあった選択肢を選んでください。
《○はそれぞれ1つ》

	そう思う	やや そう思う	どちら とも 言えない	あまり そう 思わない	そう 思わない
(1)市役所・区役所・学校で行われる講演会や研修会	1	2	3	4	5
(2)学校の授業や学級活動、特別活動での人権教育	1	2	3	4	5
(3)職場で行われる研修会	1	2	3	4	5
(4)市民グループや民間団体などによる講演会や研修会・催し	1	2	3	4	5
(5)市民しんぶん等の広報紙・人権情報誌等での啓発	1	2	3	4	5
(6)テレビやラジオ、新聞記事、インターネットでの啓発	1	2	3	4	5
(7)ボランティア活動への参加	1	2	3	4	5



問5 人権についての理解を深めるために、京都市として、次の取組について力を入れる必要があると思いますか。

《○はそれぞれ1つ》

	そう思う	やや そう思う	どちら とも 言えない	あまり そう 思わない	そう 思わない
(1) 学校や社会において人権教育を充実する	1	2	3	4	5
(2) テレビやインターネット、広報紙などを使った啓発活動を行う	1	2	3	4	5
(3) 講演会やシンポジウムなどを開催する	1	2	3	4	5
(4) ワークショップ（※1）など、参加・体験型事業を充実する	1	2	3	4	5
(5) 人権課題の当事者である人々との交流事業を充実する	1	2	3	4	5
(6) 市民グループや民間団体が行う啓発活動への支援を充実する	1	2	3	4	5

解説



※1
ワークショップ

あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら検討を重ね、共同で何かを学んだり創り出したりする参加・体験型の研修会

日常の場面での人権意識について

問6 結婚相手を考える際に、気になること（なったこと）はどんなことですか。あなた自身の結婚の場合と、お子さんの結婚の場合とに分け、気になる項目に○を付けてください。お子さんがいらっしゃらない方も、いると想定してお答えください。

《○はいくつでも》

	あなたご自身の場合	あなたのお子さんの場合
(1) 人柄や性格、価値観	1	2
(2) 学歴	1	2
(3) 職業	1	2
(4) 家柄	1	2
(5) 国籍・民族	1	2
(6) 相手が障害のある人、又はその家族に障害のある人がいるかどうか	1	2
(7) 一人親家庭かどうか	1	2
(8) 同和地区出身者かどうか	1	2
(9) その他 具体的に	1	2

問7 家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、あなたが気になる項目に○を付けてください。
《○はそれぞれ1つ》

	気になる	どちらかと言えば気になる	どちらかと言えば気にならない	気にならない	分からない
(1) 物件の価格、交通の便	1	2	3	4	5
(2) 部屋の間取り、バリアフリー（※1）化	1	2	3	4	5
(3) 近くに幼稚園や保育園、小学校をはじめ、教育施設がある	1	2	3	4	5
(4) 近くに精神科の病院や障害者施設がある	1	2	3	4	5
(5) 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	1	2	3	4	5
(6) 近くに外国人の住民が多く住んでいる	1	2	3	4	5
(7) 近くに同和地区がある	1	2	3	4	5

解説



※1 高齢者や障害のある人が社会生活をしていくうえでの障壁（バリア）を除去する事
バリアフリー 最近では、社会的・制度的及び心理的障壁の除去の意味で使われる

問8 就職における場面について、次のような意見があります。
あなたはどのように思いますか。
《○はそれぞれ1つ》

	そう思う	どちらかと言うとそう思う	どちらかと言うと思わない	そう思わない	分からない
(1) 就職の際に、身元調査が行われることは許されない	1	2	3	4	5
(2) 就職の際、女性に対して、結婚・出産予定の有無を聞くことは、会社の人事業務の一環であっても許されない	1	2	3	4	5
(3) 外国人は文化や生活習慣の違いから日本社会に不慣れで、日本人と同様の能力が発揮できないという理由から、外国人が日本人より低い待遇を受けることは許されない	1	2	3	4	5
(4) 企業は経営状況やその規模に限らず、障害のある人を率先して雇用するべきである	1	2	3	4	5
(5) 企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている	1	2	3	4	5

問9 家庭での生活場面について、次のような意見があります。

あなたはどのように思いますか。

《○はそれぞれ1つ》

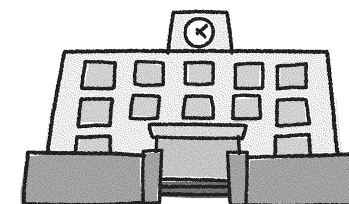
	そう思う	どちらかと言うとそう思う	どちらかと言うと思わない	そう思わない	分からない
(1) 女性が家事、育児を受け持ち、男性が妻子を養うという考えは時代遅れである	1	2	3	4	5
(2) 恋人や配偶者の行動を束縛することや断りなく携帯電話をチェックすることは、プライバシーの観点から問題である	1	2	3	4	5
(3) 子どものしつけのためであっても、保護者が子どもに手を上げてはいけない	1	2	3	4	5
(4) 保護者が子どもの様子を知るために、子どもの手紙や携帯電話をチェックすることは、プライバシーの観点から問題である	1	2	3	4	5
(5) 認知症で徘徊する高齢者を、介護者が近くにいない場合に、鍵を掛けて家から出られなくすることは問題である	1	2	3	4	5
(6) 育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境(休暇・休業制度や職員体制など)の整備が必要である	1	2	3	4	5

問10 学校における場面について、次のような意見があります。

あなたはどのように思いますか。

《○はそれぞれ1つ》

	そう思う	どちらかと言うとそう思う	どちらかと言うと思わない	そう思わない	分からない
(1) 校則により、児童生徒の髪形や服装を規定することは、学校での集団生活の規律と生徒の自律を促すため必要である	1	2	3	4	5
(2) 教師が児童生徒のためを思い、情熱のあまり生徒の頬を叩くことは、たとえ指導のためであっても許されない	1	2	3	4	5
(3) 子どもの生活習慣の確立や、健全育成を促すため、教員は家庭教育などについて指導・助言することが必要な場合もある	1	2	3	4	5
(4) 障害のある児童生徒も、共に地域の小中学校に通う方がよい	1	2	3	4	5
(5) 教師は児童生徒間のトラブルを把握し、いじめの事前防止等に努める必要があり、その解決において、教師の果たす役割は大きい	1	2	3	4	5



問 11 職場における場面について、次のような意見があります。

あなたはどのように思いますか。

《○はそれぞれ 1 つ》

	そう思う	どちらかと言う そう思う	どちらかと言う 思わない	そう 思わない	分から ない
(1)能力があるのに、女性であることを理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない	1	2	3	4	5
(2)どのような場面、内容であっても、コミュニケーションのために、上司が部下に対してプライベートなことを聞くことは、許されない	1	2	3	4	5
(3)仕事ができるのに、障害があることにより、仕事の内容が制限されてしまうのは許されない	1	2	3	4	5
(4)HIV 感染を理由に職員を解雇することは許されない	1	2	3	4	5
(5)育児や介護のための職場の休暇制度は、ワーク・ライフ・バランス(※1)の実現のためには欠かせない制度であり、取得を拒否することは許されない	1	2	3	4	5

解説


※1

ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること

問 12 社会での生活場面について、次のような意見があります。

あなたはどのように思いますか。

《○はそれぞれ 1 つ》

	そう思う	どちらかと言う そう思う	どちらかと言う 思わない	そう 思わない	分から ない
(1)ホテルや旅館が、HIV 陽性者やハンセン病回復者(※1)などの宿泊を断ることは許されない	1	2	3	4	5
(2)事業者側の事情で、外国人に対して、店や施設の利用など、サービスの提供を拒否することは許されない	1	2	3	4	5
(3)知人が同和地区出身者であるということを知り、付き合いを避けるのは問題である	1	2	3	4	5
(4)文化や生活習慣の違いを理由に、外国人のマンション等への入居を拒否することは許されない	1	2	3	4	5
(5)公共施設等でのバリアフリーやユニバーサルデザイン(※2)への対応は、今すぐに取り組むべき優先課題である	1	2	3	4	5

解説

 ※1
ハンセン病回復者

ハンセン病とは、細菌の一種であるらい病による慢性の感染症であり、かつては、感染力の強い病気であるとか、不治の病であるなどの間違った認識により、患者が強制的に隔離されるなどの差別を受けた「ハンセン病回復者」とは、かつてハンセン病に感染していたが完治した人のことを指す

 ※2
ユニバーサルデザイン

製品、設備、施設、建築物、その他の工作物をすべての人にとってできる限り利用しやすくしたデザイン

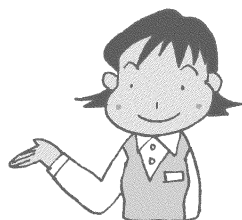
現代社会における新たな問題について

問 13 ホームレスに関して、次のような意見があります。

あなたはどのように思いますか。

《○はそれぞれ 1 つ》

	そう思う	どちらかと言うとそう思う	どちらかと言うと思わない	そう思わない	分からない
(1) ホームレスであることを理由に、アパートへの入居や宿泊施設の利用を拒否することは問題である	1	2	3	4	5
(2) ホームレスが病院で診療を希望した場合、お金がないことを理由に、病院が診療を拒否することは許されない	1	2	3	4	5
(3) 土地の開発や景観の保全など地域の利益を優先し、ホームレスを強制的に退去させることは許されない	1	2	3	4	5
(4) ホームレスは、就職先を見つけるなど、自分自身で自立を図ることは困難であるから、行政機関などが支援することは当然である	1	2	3	4	5

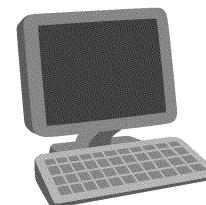


問 14 インターネットに関する問題について、次のような意見があります。

あなたはどのように思いますか。

《○はそれぞれ 1 つ》

	そう思う	どちらかと言うとそう思う	どちらかと言うと思わない	そう思わない	分からない
(1) 差別的な表現などは、それが誰に対する表現なのかを周りから特定できない程度であっても、許されない	1	2	3	4	5
(2) 重大な犯罪を犯した未成年者の実名や顔写真をインターネット上で公開することは許されない	1	2	3	4	5
(3) 個人への ^{ひぼうちゆうしょう} 誹謗中傷などは、一度インターネット上の電子掲示板等に掲載されれば、以後の回復は非常に困難となるので、罰則を強化すべきだ	1	2	3	4	5
(4) インターネットによる被害を根絶することも重要であるが、人権侵害を受けた人に対する相談体制を充実する必要がある	1	2	3	4	5



問 15 犯罪被害者に関する問題について、次のような意見があります。
あなたはどのように思いますか。
《○はそれぞれ 1 つ》

	そう思う	どちらかと言う そう思う	どちらかと言う 思わない	そう 思わない	分から ない
(1) 犯罪被害者は他人に打ち明けられない苦しみを抱えているので、話を聞くなど積極的に関わるよりも、できるだけそっとしておいてあげるのがよい	1	2	3	4	5
(2) 加害者（被疑者・被告人等）の人権は法や制度に守られているのに比べて、被害者の人権は十分に守られているとは言えない	1	2	3	4	5
(3) 犯罪被害者は、事件によって、医療費などの出費や、仕事を失うことによる収入の途絶など、経済的困窮に陥る場合があるが、誰もが犯罪被害者になりうるので、国が積極的に補償するべきである	1	2	3	4	5
(4) マスコミによる取材や報道においては、事件の客観的事実を伝えることにとどめるべきであり、犯罪被害者の心情や生活などにまで踏み込むべきではない	1	2	3	4	5

人権侵害と相談・救済について

問 16 この 5 年間（平成 21 年から今現在）自分の人権が侵害されたと思われたことはありますか。
《○は 1 つ》

1. ある → **問 17 へ**
2. ない → **問 18 へ**

問 17 問 16 で 1 と回答された方にお尋ねします。その内容や相談先、相談結果などに関して、次の A～C にお答えください。（複数ある場合は、そのうちの 1 つについて、お答えください。）

A 人権侵害の内容 どのような内容でしたか。	B 相談先 どこに相談されましたか。	C 評価 B で 11 または 12 以外の選択肢を回答した方のみ B で回答していただいた相談先の中で、最も役に立ったと思われるものは何でしたか。 B で選択した相談先の中から 1 つ選んで記入してください
下の A の選択肢から、1 つ選んで番号を記入してください 記入例 2 回答欄	下の B の選択肢から、あてはまる番号を全て記入してください 記入例 1, 2, 6, 7 回答欄	記入例 2 回答欄

A 人権侵害の内容 選択肢	B 相談先 選択肢
1. 病院、施設などにおける虐待 2. ドメスティック・バイオレンス 3. 公務員による不当な扱い 4. 学校などにおける体罰、いじめなど 5. ストーカー 6. 職場などにおけるいじめ、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど 7. 性別、出身地、国籍、障害などによる差別的な扱いや言動 8. あらぬ噂やかげ口などによる名誉・信用の侵害 9. プライバシーの侵害 10. その他 （具体的に	1. 家族や親戚 2. 友人・知人 3. 学校や職場 4. 法務局 5. 人権擁護委員 6. 市役所や区役所 7. 弁護士 8. 警察 9. 専門機関（支援センターや児童相談所など） 10. NPO など民間団体 11. 相談していない（黙って我慢した） 12. 相談していない（自分で対処した） 13. その他 （具体的に

問 18 次の(1)～(7)の人権を守るための制度などについて、あなたは知っていますか。
《○はそれぞれ1つ》

	知っている	知らない
(1)法務局(※1)による相談や救済措置	1	2
(2)人権擁護委員(※2)による相談	1	2
(3)市役所や区役所が実施する法律相談	1	2
(4)専門機関(児童福祉センターなど)による相談	1	2
(5)警察による総合相談電話	1	2
(6)弁護士会による法律相談	1	2
(7)NPOなど民間団体による相談(※3)	1	2

解 説



※1 法務局 (地方法務局)	国民の基本的人権を擁護するため、人権侵犯事件の調査・処理、人権相談、人権尊重思想の啓発活動などに関する事務を行っている
※2 人権擁護委員	人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしているボランティア
※3 NPOによる 相談事業	女性や子ども、外国人など、様々な分野で困っている人に対し、NPO法人などの民間団体が相談窓口を開設している (例:「いのちの電話」など)

問 19 人権侵害に対する相談や救済に関する次の事項について、あなたは必要だと思いますか。
《○はそれぞれ1つ》

	そう思う	どちらかと言うとそう思う	どちらかと言うと思わない	そう思わない	分からない
(1)相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する	1	2	3	4	5
(2)新たな相談・救済体制を整備し、周知する	1	2	3	4	5
(3)人権を侵害した者に対する啓発活動を充実する	1	2	3	4	5
(4)人権を擁護するための法制度を整備し、実効性のある救済を行う	1	2	3	4	5
(5)人権啓発活動の中で、人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす	1	2	3	4	5



あなたご自身のことをお聞きます。該当するものに○を付けてください。

《○はそれぞれ 1 つ》

○ あなたの性別を選んでください。

1. 男	2. 女
------	------

○ あなたの年齢を選んでください。

1. 20歳代	2. 30歳代
3. 40歳代	4. 50歳代
5. 60歳代	6. 70歳以上

○ あなたの職業を選んでください。

1. 自営業	2. 企業（従業員 30 人以上）職員
3. 企業（従業員 30 人未満）職員・団体職員	4. 公務員
5. 教員	6. 自由業・専門職（弁護士、医師、芸術家など）
7. 学生	8. 主婦・主夫
9. パート・アルバイト	10. 無職
11. その他（	）

○ あなたの国籍を選んでください。

1. 日本	2. 韓国・朝鮮
3. 中国	4. アメリカ
5. フィリピン	6. その他（

○ 人権に関して、あなたが思うこと、伝えたいこと等があれば、ご自由に記入ください。

--

調査にご協力いただきましてありがとうございました。

このアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに
11月15日(金)までに郵便ポストにご投函ください。